議案第１０８号

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例

小田原市営住宅条例（平成９年小田原市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項に次の１号を加える。

(6) １８歳以上６０歳未満の者で、特に入居を促進する必要があると市長が認める公営住宅の入居の許可を受けようとするもの

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和　８　年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

高齢者の増加による高層階の空き住戸の増加等の公営住宅を取り巻く社会状況を踏まえ、単身者用の規格の公営住宅に入居することができる者の資格の要件を緩和するため提案するものであります。